

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|---------|---------------|---------|----------|
| かすみがうら市 | 安飾地区 | R4.3.25 | — |

1 対象地区的現状

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 442.33 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 3431.4 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 106.50 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 55.45 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 21.40 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 7.80 ha |
| (備考) | |

2 対象地区的課題

- ・農業者の高齢化や農業後継者の不足などにより、中心経営体が不足。
- ・耕作放棄地(遊休農地)の増加。
- ・中心経営体の確保や中心経営体への農地の集積・集約が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地の集積・集約については、原則として、農地中間管理機構を活用する。
- ・地区内の中心経営体への集積・集約を基本とするが、近隣地区や市内他地区の中心経営体等へも集積・集約を行う。
- ・中心経営体の不足については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受け入れを促進する。
- ・茨城県農業参入等支援センターと連携するなど、法人の参入も検討していく。
- ・茨城県の「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」の活用を推進することにより、かんしょ農家の受け入れや耕作放棄地(遊休農地)対策を行う。
- ・農地中間管理機構、農業委員会、農政担当課などの関係機関が連携して、中心経営体と地権者の調整(マッチング)を行っていく。